

平成 2 7 年 3 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 開会

河 合 町 議 会

平成27年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （3月13日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○出席説明員.....	3
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開議の宣告.....	5
○委員長報告.....	5
○議案第1号、議案第15号、議案第20号、議案第23号から議案第26号の委員長報告、 討論、採決.....	5
○議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第16号から議案第19号、議案第27号か ら議案第29号の委員長報告、討論、採決.....	9
○議案第3号、議案第30号、議案第31号の委員長報告、討論、採決.....	14
○議案第6号、から議案第14号の委員長報告、討論、採決.....	16
○同意第1号から第7号、諮問第1号から第3号の一括提案理由の説明.....	25
○同意第1号の採決.....	28
○同意第2号の採決.....	28
○同意第3号の採決.....	29
○同意第4号の採決.....	29
○同意第5号の採決.....	30
○同意第6号の採決.....	30
○同意第7号の採決.....	30
○諮問第1号の採決.....	31
○諮問第2号の採決.....	31
○諮問第3号の採決.....	32
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決.....	32

○議員発議第 2 号の上程、説明、討論、採決	34
○閉会の宣告.....	35
○署名議員.....	36

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金曜日)

(第 3 号)

平成27年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年3月13日(木)午前10時02分開会

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 平成26年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第 1 5 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2 0 号 | 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 3 号 | 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 2 4 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 2 5 号 | 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 2 6 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第 5 号 | 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第11 | 議案第 1 6 号 | 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 1 7 号 | 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 1 8 号 | 河合町保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 1 9 号 | 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 2 7 号 | 河合町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 2 8 号 | 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 2 9 号 | 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 |

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
の一部改正について

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第3号 | 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第30号 | 河合町道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第31号 | 河合町道路線の認定について |
| 日程第21 | 議案第6号 | 平成27年度河合町一般会計予算について（別冊） |
| 日程第22 | 議案第7号 | 平成27年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊） |
| 日程第23 | 議案第8号 | 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について（別冊） |
| 日程第24 | 議案第9号 | 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊） |
| 日程第25 | 議案第10号 | 平成27年度河合町下水道事業特別会計予算について（別冊） |
| 日程第26 | 議案第11号 | 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について（別冊） |
| 日程第27 | 議案第12号 | 平成27年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊） |
| 日程第28 | 議案第13号 | 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊） |
| 日程第29 | 議案第14号 | 平成27年度河合町水道事業会計予算について（別冊） |
| 日程第30 | 同意第1号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第31 | 同意第2号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第32 | 同意第3号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第33 | 同意第4号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第34 | 同意第5号 | 政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第35 | 同意第6号 | 政治倫理審査会委員の選任について |

- 日程第36 同意第7号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第37 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第39 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 議員発議第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を
求める意見書について
- 日程第41 議員発議第2号 年金削減を取りやめ、最低保障年金制度の実現を求める意見
書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第41まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 馬場千恵子 | 2番 杵本光清 |
| 3番 吉村幸訓 | 4番 岡田康則 |
| 5番 森尾和正 | 6番 池原真智子 |
| 7番 西村 潔 | 8番 疋田俊文 |
| 9番 谷本昌弘 | 10番 中尾伊佐男 |
| 11番 岡井誠也 | 12番 辻井賢治 |
| 13番 弓戸 猛 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

- | | |
|----------|-----------|
| 町 長 岡井康徳 | 副町長 藤岡和成 |
| 教育長 竹林信也 | 総務部長 竹田裕昭 |

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成27年第1回定例会を再開します。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より報告願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告致します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第1号から第7号の7同意と諮問第1号から第3号の3諮問、議員発議第1号、第2号の2発議を一括上程し、先に上程致しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎議案第1号、議案第15号、議案第20号、議案第23号から議案第26号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1 議案第1号、日程第2 議案第15号、日程第3 議案第20号、日程第4 議案第23号、日程第5 議案第24号、日程第6 議案第25号、日程第7 議案第26号を総務常任委員会に付託しておりますので、弓戸猛総務常任委員長より報告を求めます。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○議長（疋田俊文） 弓戸委員長。

○13番（弓戸 猛） それでは総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において当委員会に付託されました議案第1号、第15号、第20号、第23号、第24号、第25号、第26号について3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第1号 平成26年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出別で審議を行いました。

歳出では、総合戦略経費の内容について質疑がなされ、人口ビジョン・総合戦略作成経費との答弁がなされました。その他に、地方創生関連事業、地域消費喚起型事業費、わたしたちのふるさと河合町改訂時期について質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については理事者より説明を受け、教育総合会議の役割について質疑がなされ、基本的な計画作成との答弁がなされました。その他に、教育総合会議メンバー、中立性の検証について質疑がなされそれぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第20号河合町立河合幼稚園預かり保育条例の制定については理事者より説明を受け、預かり保育を行う人員配置について質疑がなされ、臨時職員2名で対応するとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第23号河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、期末手当の支給率が6月分が増え12月分が減る理由について質疑がなされ、昨年の12月補正で引き上げた期末手当の支給率を今回3月補正で振り分けたとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第24号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 25 号特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、減額対象を 5 級以上から 6 級以上に変更した理由について、質疑がなされ、土地開発公社の解散に対する住民への一応のけじめが付いたと思われるが、6 級以上については、引続き自主的に減額を続けるとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第 26 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け、町独自の給料表を作成してはとの質疑がなされ、町は県の人事院給料表を使っており、これが一番職員への肯定力があるとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第 1 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第 1 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 1 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第 1 号 平成26年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第20号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の制定については、委員長報告どおり可決されました。

議案第23号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第23号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、委員長報告どおり可決されました。

議案第24号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第25号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第16号から議案第19

号、議案第27号から議案第29号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第8 議案第2号、日程第9 議案第4号、日程第10 議案第5号
日程第11 議案第16号、日程第12 議案第17号、日程第13 議案第18号、日程第14 議案第
19号、日程第15 議案第27号、日程第16 議案第28号、日程第17 議案第29号を厚生常任委

員会に付託しておりますので、杵本光清厚生常任委員長より報告を求めます。

○2番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○2番（杵本光清） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、第4号、第5号、第16号、第17号、第18号、第19号、第27号、第28号、第29号について、3月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第4号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。サービス給付費の減額によりサービスが低下することはないのかとの質疑があり、計画値で予算計上するのでサービスの低下にはつながらないとの答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第5号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第17号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については理事者より説明を受け、職員数及び今後の配置の考えについて質疑がなされ、現行4名で今後の配置数については考えていきたいとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第18号 河合町保育の必要性の認定に関する条例の制定については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第19号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 27 号 河合町介護保険条例の一部改正については理事者より説明を受け、第 2 条第 7 号、第 8 号、第 9 号の基準所得額について質疑がなされ、第 7 号は本人が町民税課税者で 120 万円以上 190 万円未満、第 8 号、第 9 号についても答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 28 号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 29 号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第 2 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第 2 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 2 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第 2 号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 4 号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第 4 号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 4 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第4号 平成26年度河合町介護保険特別会計正補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第5号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第16号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第17号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第18号 河合町保育の必要性の認定に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第19号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第27号 河合町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第28号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第29号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第30号、議案第31号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第18 議案第3号、日程第19 議案第30号、日程第20 議案第31号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、岡井誠也経済建設常任委員長より報告を求

めます。

○11番（岡井誠也） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡井議員。

○11番（岡井誠也） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、第30号、第31号について、3月6日に委員会を開催いたしましたのでその結果を報告いたします。

議案第3号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。歳入の下水使用料減額の原因について質疑があり、節水型機器の性能と節水意識の向上に伴う減額との答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第30号 河合町道路線の認定について慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第31号 河合町道路線の認定について慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第3号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第3号 平成26年度河合町下水道事業特別補正予算については、可決されました。

議案第30号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第30号 河合町道路線の認定については、可決されました。

議案第31号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第31号 河合町道路線の認定については、可決されました。

10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時41分

◎議案第6号、から議案第14号の委員長報告、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第21 議案第6号、日程第22 議案第7号、日程第23 議案第8号、日程第24 議案第9号、日程第25 議案第10号、日程第26 議案第11号、日程第27 議案第12号、日程第28 議案第13号、日程第29 議案第14号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、弓戸猛予算審査特別委員長より報告を求めます。

○13番(弓戸 猛) 議長。

○議長(疋田俊文) 弓戸委員長。

○13番(弓戸 猛) それでは予算審査特別委員会の結果を報告いたします。

去る3月3日の本会議において当委員会に付託されました議案第6号から第14号までの9議案について3月4日に委員会を開会いたしましたのでその結果を報告いたします。

議案第6号 平成27年度河合町一般会計予算については、歳出から審議を行い歳入については一括で審議を行いました。

まず、総務費で消費生活相談経費の増額について質疑があり相談員が変わった為、交通費が増加したという答弁がなされました。他にも、職員研修の内容、法律相談事業、新公会計制度導入、ふるさと納税推進事業、庁舎耐震診断調査、交通安全施設費、災害避難所トイレ改修工事、マイナンバー制度導入について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費では、出産育児一時金の一人当たりの金額と出産予定者の人数について質疑があり、一人当たりの金額は42万円で20名を予定しているという答弁がなされました。

他にも、社会福祉協議会運営費、介護特会への繰出金、重度心障老人等医療費、三室園入所状況、軽度生活援助、地域生活支援事業費、介護給付費、病児・病後児保育事業、認定こども園整備について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に衛生費では、ごみ減量化推進経費の増額理由について質疑があり、指定ごみ袋作成による増額という答弁がなされました。その他にも保健事業費、後期高齢者健康診査費、母子保健衛生費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に農林商工費では、数量調整円滑化推進事業で現地確認報償費について質疑があり、米の作付け数量調査計画に基づく現地確認調査経費という答弁がなされました。その他にも多面的機能支払推進事業費の内容、実施集落について質疑がありそれぞれ答弁がなされました。

次に土木費では、社会資本整備総合交付金事業の内容について質疑があり、道路舗装調査、橋梁長寿命化での調査結果に伴う橋梁補修工事という答弁がなされました。

次に教育費では、要保護・準要保護児童就学援助費の減少理由について質疑があり、対象者の減少によるという答弁がなされました。

その他にも就園奨励費、高等学校等進学支度金、特別支援教育就学奨励費、小学校施設整備費、幼稚園預かり保育について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に歳入では、住民税、固定資産税の減少理由について質疑があり、個人住民税については、経済状況低下、法人住民税については、主要法人の経済状況による営業低迷、固定資産税については、3年に一度の評価替えによるものという答弁がなされました。

その他にも、滞納整理について質疑があり、答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第7号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第8号 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第9号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第10号 平成27年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第11号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第12号 平成27年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

予算総額に対し、前年度に比べ減少が多い理由について質疑があり、3年ごとの見直しを行うことから計画値と実績値に差が生じることで、減少するとの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第13号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第14号 平成27年度河合町水道事業会計予算については、収入・支出それぞれ一括で審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、議案第6号から議案第14号までの9議案についての審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 第6号の歳入、歳出ともに反対討論行いますけども、歳入から述べたいと思います。河合町における人口の減少又給料所得者退職等個人の町税が減少しています。それに加え固定資産税の減も見込まれます。今回それに加えて、法人税の減少も大きくなっています。町内の商業施設や公共施設のバリアフリー化や公共交通の充実を早めに進め、歳を重ねても安心して住みつづけられる町づくりを進めると共に、若者も結婚したら河合町に、子育てするなら河合町と思えるような施策を重点課題として進めて、人口増に繋がる町づくりを意欲的に進め、町税の増を図る事を期待として反対討論とします。

歳出について、国の交付金、地方創生先行型交付金、又地域消費喚起型交付金が今年度の事業計画で具体化されますが、河合町の発展に繋がるように活用されるようにされるよう望みます。限られた財政の中で町民が安心して住み続けられる町作りを進める課題も山積みとなっています。歳を重ねた方には公共交通の充実が早急に求められています。引きこもらず、いきいきと過ごしてもらいたいと思っています。又、子育て世代には子どもの医療費の拡充を始め、安心して子育てができる環境作りを進める。そして町内の橋や道路、フィード管等のインフラ整備で災害に強い町づくりを進めるなど急がれる課題がまだまだあります。着実に具体化して実行していただくようお願いして反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○7番（西村 潔） 予算の立て方の問題を基本的なところで、いつも反対してる理由がありまして、細かなところではなくて、予算そのものの立て方、私は具体的に述べたいと思います。河合町が持っている資産、財産ですね、こういうものが有効活用できているかどうかという視点から今年度の27年度予算について、非常に不明確だと。例えば、土地開発公社の土地を全部、河合町が引き取ったわけですね。これは従来からどうして行くかについてはやっておられると。平成26年の6月議会で答弁をされてるわけですね、今後における町有地の利活用等については、審議又は意見をお聞きし進めたい。審査委員会の議事録を公表したい。ようするに既に基本方針はある。ただ、具体的に予算の中にどう、捕ら巻いて行くかについて明確になってない。ちなみに言いますとですね、過去10年間資料をいただきました。この10年間で見ますと約55%の売却率になってます。直近で言いますと、平成24年、25年、

26年の三カ年で見えた場合ですね、1億7,400万円の予算を計上してるわけですね。売れたのは平成25年度の451万円なんですね。という事は、持っている財産をどう活用して、売るかについて原因があるはずですよ、委員会で色々進めてるわけですよ、今回5,000万円計上してるわけですね。5,000万円計上してる方針ですね、どこと、どこの土地をどう売ってかって事は長期的に見て住民に対してこう言う財産がある、これをいかに売っていくかって事を、活用するって事で委員会でやってるわけですね、ところが今回お聞きしますと5,000万円、去年も5,000万円、26年度予算では0になってますね。今回も5,000万円上げて、これは今持ってる財産の中でどういう位置にあって、どう売って行くかについてが全然出てこない。持ってる財産は町の財産ですけど、住民の財産ですね。民間企業で言いますと、ROAてのがあるわけですよ、資本を預かってなんぼ収益上げてるかという、そういう視点は行政には問う事はできませんけどもそういう視点も要るわけですよ。民間企業では持ってる財産に対して利益率が低かったら経営者交代なんです。株価も下がります。町の財政も同じ事だと思います。そういう意味で予算を立てるって事は、それなりに長期的なビジョンの中から今年はこれだけ売る。売れないんだったら、売れない理由を明確にしないとイケないんですよ。その辺の所が毎年毎年5,000万円上げて、26年度0だと。なんでやって、マーケット悪いからと言うことなんか、マーケット悪いから仕方ないんだと言うことでは、すまされないわけですよ。そういう意味では行政といえども、持ってる土地は住民に土地なんです。そういう視点をもっと強く持っていたかかないとイケないですね。それを予算に反映ささないといけないんですよ。毎年毎年、資料をもらってますけど、この3年間では1億7,400万円が、450万円しか売れてない、そうすると歳出面ではどうするんだと。55%過去10年ですけど、たまたま20年度、21年度、西大和学園の売却が出てきたり、泉台の水源地売れたとか追加で出てるんですね。これはよろしいじゃないですか売れば。今年度5,000万円はどんなふうに売れるのかどうかとか、住民にもっとわかりやすうように説明しないとイケないですよ、予算計上する場合はね。分からないですよ、審議する中で当然質問をすればいいんでしょうけど、なかなかそういう情報公開もできてない、だからいつも言ってるように審査委員会で何をやってるか全部データベースを出してやらんといかん、その内で今年度は5,000万円売ると、それぐらいの覚悟でやらないとイケないのに、ただ毎年、去年残ったやつまた売りますって話ですよ、それではほとんど売れなくなりますよ。売れないんだったら、売れないって事を分かりやすくしとかないとイケないですよ。毎年の事になるので、過去10年でそういう事になってますから今後ますます土地の売却は困難になって

くるわけですよ、そういう認識を行政の方は持っているかどうかですね。持ってないのであれば、持つような形どうするかですよ。せっかく委員会があるわけですよ、今回5,000万円上げてますけど予算どおり売って下さい。そういう事で今回の予算の立て方自身も希薄であるって思ってますので反対討論させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○10番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 平成27年度一般会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

27年度予算は町長も施政方針で述べられていますが、個人消費が低迷し、景気回復が未だ不透明な状況のなか、当初予算と併せて「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を含めた26年度補正予算を一体で編成されていることは非常に評価できます。

歳出では、経費全般の徹底した節減合理化に努めながらも、27年度で完了予定である学校施設の耐震化事業や、「認定子ども園」の整備に向けた基本計画の策定費、また「おたふくかぜワクチン」接種費助成や、幼稚園での「預かり保育」の実施など、次世代を担う子どものための経費が予算計上されており、限られた財源を、優先度の高い事業に重点的に配分されています。

歳入面でも、町税の減収が見込まれるなか、国・県の補助制度や地方債制度を積極的に活用するなど、財源の確保に努められており、歳入・歳出両面において、積極的に事業に取り組む姿勢が伺えます。

補正予算で計上された、地方創生の具体的施策が盛り込まれる総合戦略の作成にあたっては、「河合のまちの夢ビジョン」を活用し更に進化させることで、より一層の町政の発展と住民福祉の向上が図られることを期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ないようですので討論を終結します。

議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第6号 平成27年度河合町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第7号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計予算については、可決されました。

議案第8号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第8号 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、可決されました。

議案第9号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第9号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、可決されました。

議案第10号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) 反対討論になりますけども、特別環境保全公共下水道建設費が新たに計上されています。大輪田、薬井で築造工事を行われていますが、今後他の地域でも計画されているのかわかりませんが、下水道管耐震化工事がどの地域かわかりません。又、町内の下水道管の老朽化も気になります。この工事について、優先順位を決めて計画的に進めていただく事をお願いして反対討論とします。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ないようですので討論を終結します。

議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第10号 平成27年度河合町下水道事業特別会計予算については、可決されました。

議案第11号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第11号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、可決されました。

議案第12号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○7番(西村 潔) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 西村議員。

○7番(西村 潔) この、介護保険の予算についても反対いたします。理由は6期という事で丁度今後の3年間の計画を27年度の予算で立てるという事なんですけども、答弁の中では3年間のうちの初年度だからって事でスライドして計画していくって回答だったと思うんです。実際はどういう事業をどうして行くかについて、補正予算で減額をどんどんして行ってしまうわけですね、これは施策として行政は、例えば2次予防とかやるわけですよ、それを予算が立ててるわりには26年度は実現出来てない。国の施策もあるでしょうけど、やはり市町村自身が計画を立ててやるわけですから、その計画は1年1年でやっ行って行かないといけませんよね。そうしますと例えば、地域でやってる色々な事業をやっていくと、その予算を上げる、しかし毎年毎年それが実行できてないのが現実ですね。やはり予算を上げたからにはそれをやっていく姿勢がないといけません。ところが予算上げ方自身がスライドしてやってる事であれば河合町として何がやりたいんだって事が見えてこないんですよね。それをもう少し具体的に色々な事業がありますけど、推進することもしていかないとはいけませんよ、それが見えてこないですね。私は反対します。

○議長(疋田俊文) 他にありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ないようですので討論を終結します。

議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第12号 平成27年度河合町介護保険特別会計予算については、可決されました。

議案第13号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第13号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、可決されました。

議案第14号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第14号 平成27年度河合町水道事業会計予算については、可決されました。

◎同意第1号から同意第7号、諮問第1号から諮問第3号の一括提案理

由の説明

○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より追加議案、同意第1号から第7号、諮問第1号から第3号の10案件について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(藤岡和成) 議長。

○議長(疋田俊文) はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成) それでは、本定例議会に追加議案として上程致されました、同意第1

号から同意第7号までの7同意、諮問第1号から諮問第3号までの3諮問、合計10案件につきまして順次ご説明申し上げます。

同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましては、このたび逢坂貞夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、兵庫県神戸市東灘区御影郡家2丁目16番14号。

氏名、逢坂貞夫（おうさか さだお）。

生年月日、昭和11年6月8日。

尚、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましても、このたび津野恭誉氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、上牧町桜ヶ丘2丁目8番地7。

氏名、津野恭誉（つの やすたか）。

生年月日、昭和19年10月14日。

尚、参考に経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび森本恭一氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町中山台1丁目8番地11。

氏名、森本恭一（もりもと きょういち）。

生年月日、昭和11年10月13日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましても、このたび三好敏且氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町星和台1丁目6番地18。

氏名、三好敏且（みよし としかつ）。

生年月日、昭和12年4月4日。尚、参考に経歴書を添付致しております。

同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましても、このたび樋口俊夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字川合 1206 番地。

氏名、樋口俊夫（ひぐち としお）。

生年月日、昭和 22 年 12 月 11 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましても、このたび上田邦子氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田 20 番地。

氏名、上田邦子（うえだ くにこ）。

生年月日、昭和 13 年 5 月 22 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。このことにつきましても、このたび山崎勝氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字川合 1088 番地。

氏名、山崎勝（やまざき まさる）。

生年月日、昭和 14 年 4 月 8 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましても、このたび田村幹男氏が任期満了となりますので同氏を再び推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 河合町泉台3丁目 13 番 24 号。

氏名、田村幹男（たむら みきお）。

生年月日、昭和 18 年 8 月 5 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましても、このたび松井美恵子氏が任期満了となりますので同氏を再び推薦したい

ので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字長楽 474 番地。

氏名、松井美恵子（まつい みえこ）。

生年月日、昭和 34 年 5 月 7 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましても、このたび樽野和重氏が任期満了となりますので同氏を再び推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町池部3丁目10番9号。

氏名、樽野和重（たるの かずしげ）。

生年月日 昭和 19 年 6 月 27 日。

尚、参考に経歴書を添付致しております。

以上、上程致されました 10 案件につきまして、よろしくご決定賜われますようお願い申し上げます。説明を終わらせて頂きます。

◎同意第1号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第30、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第31、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第2号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第32、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第3号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第33、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第4号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意すること

に決定しました。

◎同意第5号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第34、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第5号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第6号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第35、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第6号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第7号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第36、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし

ます。

これより、同意第7号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第37、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案を原案のとおり田村幹男氏を適任者とするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについては、原案のとおり田村幹男氏を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第2号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第38、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案を原案のとおり松井美恵子氏を適任者とするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについては、原案のとおり松井美恵子氏を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第3号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第39、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案を原案のとおり樽野和重氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについては、原案のとおり樽野和重氏を適任者と認めることに決定しました。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第40 議員発議第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○4番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書。

独立行政法人都市再生機構は、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、家賃収入増を図るため、現行の家賃改定ルールの見直し（2015年度中）、高齢低所得世帯等に対する家賃特別措置の公費実施の検討（2014年度中）、収益性の低い団地の統廃合（2014年度中）、の加速を目指した具体的な実施計画の策定作業をすすめています。

これらの目的は、家賃収入のさらなる最大化および団地の収益力向上と資産の圧縮であり、居住の安定や都市再生機構が果たすべき公共的な役割の放棄と言わざるをえません。

またUR賃貸住宅には空き家が多数あり、全国で約8万2,000戸もあると言われており、

多額の収入欠損を生じているのも事実ではありますが、関東圏においては15万円～25万円という高額な家賃、他の都市部においても10万円前後の高家賃が空き家を生み出す原因にもなっております。都市再生機構はこれらの原因を把握していながらも、毎年賃貸住宅部門では約500億円もの純利益を計上しているのが実情であります。

都市機構においては閣議決定以前は、機構法第25条に基づいて募集家賃は近傍同種家賃と同額に設定するとした方針であったのが、閣議決定に従い、家賃収入の最大化・収益向上を目指し、継続家賃は値上げを図りつつ、機動的かつ柔軟に募集家賃を上げ下げすることを求め、昨年4月からは毎月のように募集家賃の改定を行っており、入居が継続されれば高止まりの家賃の継続を図り、空き家が増えれば状況に合わせて値下げをするという露骨な利益第一主義での運用は、同一地域同種住宅での家賃格差を助長することになり、また生活の根幹をなす住宅セーフティネットの役割さえも無視する行為にはかなりません。

政府の「機構住宅改革」に関する閣議決定には、公共住宅としての居住の安定、居住環境の向上、機構住宅が果たす地域コミュニティの役割など次世代に引き継ぐ責任のある貴重な公共住宅を単なる商業主義の産物としての政策は、居住者の生活の場を奪っていくばかりでなく、地域社会構成の破壊に他なりません。

政府が国民の生活基盤の安定をもたらす公共住宅を維持継続させることは、少子高齢化社会が進む中、とりわけ生活弱者・年金生活高齢者・子育て世代などにおいては欠かす事のできないものであります。わたしたちは国が真の住宅政策として需要と供給の経済政策の一貫ではなく、私的所有と社会的側面を持った総合的な視点での土地・住宅政策が図られるべきであり、次の事項を実現されるよう強く要望します。

今回の機構の新たな方針に対しては、機構が果たすべき公共的な役割についての配慮、施策がまったく見られません。河合町議会が下記内容の意見書を内閣総理大臣、国土交通大臣ならびに都市再生機構理事長宛にご提出して頂きますようお願いいたします。

記

1. 都市機構賃貸住宅居住者のおかれている生活実態に配慮し、家賃引き上げ幅拡大、改定周期短縮等を策する家賃改定ルールの見直しを止め、機構法附帯決議、住宅セーフティネットを遵守し、安心して住み続けられる住宅政策の確立を図ること。
2. 都市機構は全国で約8万戸以上の空き家の原因となっている高額家賃の引き下げや居住者の負担軽減をはかり空き家の解消に努めること。
3. 低所得高齢者と子育て世帯等への居住の安定施策を含め、家賃改定ルールの抜本的見

直しなど公共住宅として相応しい家賃制度の確立を行うこと。

4. 都市機構賃貸住宅が収益本意の団地統廃合ではなく、国民の住生活向上とコミュニティの形成に役立つ公共住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年3月13日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第1号 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議員発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第41 議員発議第2号 年金削減を取りやめ、最低保障年金制度の実現を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 年金削減を取りやめ、最低保障年金制度の実現を求める意見書。

厚生労働省は昨年「全国消費者物価指数」（+2.7%・総務省）を受けて2015年度年金を0.9%増額改定すると発表しました。

物価の上昇に年金が追いついていません。実質的な年金引き下げとなります。これは政府、厚生労働省の「マクロ経済スライド」の初めての運用によるものです。貧困化が深刻な年金生活者への大きな打撃となります。

その上、「マクロ経済スライド」を使って今後30年間にわたって年金の引き下げを見込んでいます。しかも、この仕組みをデフレ経済下でも適用する予定です。

年収200万円以下のワーキングプアが急激に増加する中、将来の高齢者の年金も心配され

ます。

高齢者、年金生活者が急増するなか、年金引き下げは切実な問題です、国民の生存権を守る全額国庫負担の「最低保障年金」も欠かせません。

また、隔月払いの年金を「毎月払い」にすることも受給者の切実な問題です。各関係機関におかれましては、高齢者や年金受給者の切実な願いをご理解いただき、下記項目について早急に実施、実現されたく強く要望致します。

記

1. 年金削減を取りやめ、「マクロ経済スライド」を廃止すること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金」を実施すること。
3. 現在、隔月払いの年金支給を「毎月払い」にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出致します。

平成27年3月13日。北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第2号 年金削減を取りやめ、最低保障年金制度の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成27年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前 11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 弓 戸 猛